

工損調査共通仕様書

令和元年10月 1日 改正

山 口 県 土 木 建 築 部

目 次

第1章 総則	
第1条 趣旨等	2-12-1
第2条 用語の定義	2-12-1
第3条 基本的処理方針	2-12-2
第4条 監督職員	2-12-2
第5条 管理技術者	2-12-2
第6条 照査技術者	2-12-3
第7条 業務従事者	2-12-3
第8条 再委託	2-12-3
第2章 工損調査等の基本的処理方法	
第9条 施行上の義務及び心得	2-12-4
第10条 業務の着手	2-12-4
第11条 書類提出	2-12-4
第12条 打合せ等	2-12-4
第13条 現地踏査	2-12-5
第14条 作業計画の策定	2-12-5
第15条 監督職員の指示等	2-12-5
第16条 支給品及び貸与品	2-12-5
第17条 立入り及び立会い	2-12-5
第18条 身分証明書	2-12-6
第19条 算定資料	2-12-6
第20条 監督職員への進捗状況の報告	2-12-6
第21条 成果品の一部提出	2-12-6
第22条 成果品	2-12-6
第23条 検査	2-12-6
第24条 修補	2-12-7
第25条 条件変更等	2-12-7
第26条 守秘義務	2-12-7
第27条 個人情報の取扱い	2-12-7
第28条 安全等の確保	2-12-7
第29条 行政情報流出防止対策の強化	2-12-8
第30条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	2-12-8
第31条 保険加入の義務	2-12-8
第3章 地盤変動影響調査及び費用負担額の算定	
第32条 調査及び費用負担額の算定	2-12-8
第4章 費用負担の説明	
第33条 費用負担の説明	2-12-9
第34条 概況ヒアリング	2-12-9
第35条 現地踏査等	2-12-9
第36条 説明資料の作成等	2-12-9
第37条 権利者に対する説明	2-12-9
第38条 記録簿の作成	2-12-9
第39条 説明後の措置	2-12-9

別記様式一覧表	2-12-11
別添1 提出書類一覧表	2-12-36
別添2 成果品一覧表	2-12-37
建物等事前調査業務特記仕様書	2-12-38
建物等事後調査業務特記仕様書	2-12-40

第1章 総 則

(趣旨等)

- 第1条 この仕様書は、山口県土木建築部が「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知（以下「事務処理要領」という。）第2条（事前の調査等）第5号建物等の配置及び現況、第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査及び第7条（費用の負担）に係る費用負担額の算定並びに費用負担の説明に係る業務（以下「工損調査等」という。）を委託に付する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。
- 2 業務の発注に当たり、当該業務の実務上この仕様書記載の内容により難いとき又は特に指示しておく必要があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 「発注者」とは、契約担当者をいう。（山口県会計規則第128条に規定する契約担当者をいう。）
 - 二 「受注者」とは、工損調査等業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
 - 三 「地盤変動影響調査」とは、工損調査等のうち山口県土木建築部の工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下「建物等」という。）に損害等が生じるおそれのあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。
 - 四 「調査区域」とは、工損調査等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
 - 五 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
 - 六 「監督職員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称している。
 - 七 「総括監督員」とは、総括監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者等に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに工損調査等業務のとりまとめを行う者をいう。
 - 八 「主任監督員」とは、主任監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なものの及び軽易なものを除く。）の処理、業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理及び関連業務との調整（重要なものを除く。）の処理を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任監督業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
 - 九 「監督員」とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く。）を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
 - 十 「検査職員」とは、工損調査等業務の完了検査及び指定部分に係る検査当たって契約書第30条第2項に基づき検査を行う職員をいう。
 - 十一 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
 - 十二 「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

- 十三 「契約書」とは、別冊業務委託契約書をいう。
- 十四 「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 十五 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもととなる計算書等をいう。
- 十六 「数量総括表」とは、工損調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 十七 「現場説明書」とは、工損調査等業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該工損調査等業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- 十八 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 十九 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、工損調査等業務の遂行に必要な事項について書面をもって示し実施させること及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として、書面により行うものとする。
- 二十 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、工損調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 二十一 「報告」とは、監督職員に対し、工損調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 二十二 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た工損調査等業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 二十三 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 二十四 「照査」とは、受注者が、工損調査等業務の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。
- 二十五 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査職員が工損調査等業務の完了を確認することをいう。
- 二十六 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 二十七 「協力者」とは、受注者が工損調査等業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- 二十八 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。）等での調査をいう。
- 二十九 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、費用負担額算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

(基本的処理方針)

第3条 受注者は、工損調査等を実施する場合において、この仕様書及び事務処理要領等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

(監督職員)

第4条 監督職員は、契約書に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合で監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

(管理技術者)

第5条 受注者は、工損調査等業務における管理技術者を定め、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に關する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））以内に発注者に通知しなければならない。

2 管理技術者は、この工損調査等の業務に関し7年以上の実務経験を有する者、若しくは事業損失部

門に登録された補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士台帳に登録されている者をいう。）及び一般社団法人山口県補償研究協会の会員台帳における事業損失部門に登録されている正会員で補償業務の管理をつかさどる者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で補償業務の管理をつかさどる者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で、受注者が発注者に届け出た者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。

- 3 受注者が管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項であるが、契約書第9条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督職員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 4 管理技術者は、第3章から第4章に定める業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が業務の成果品の瑕疵を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。
- 5 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。
- 6 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

（照査技術者）

- 第6条 受注者は、仕様書等の定めにより工損調査等業務における照査技術者を定める場合は、発注者に通知しなければならない。
- 2 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、業務の節目毎の成果及び成果品の内容について照査技術者による照査を実施しなければならない。
 - 3 照査技術者は、山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領に定める要件を満たす者でなければならない。
 - 4 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
 - 5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名押印の上、管理技術者に提出するものとする。

（業務従事者）

- 第7条 受注者は、管理技術者の管理の下に、工損調査等に従事する者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を當てなければならない。

（再委託）

- 第8条 業務委託契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、工損調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。
- 2 業務委託契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、資料の収集、単純な集計その他特記仕様書に定める事項とする。
 - 3 受注者は前2号に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
 - 4 受注者は、工損調査等業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い工損調査等業務を実施しなければならない。

第2章 工損調査等の基本的処理方法

(施行上の義務及び心得)

- 第9条 受注者は、工損調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
 - 二 工損調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。
 - 三 工損調査等は権利者の財産等に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならぬ。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならぬ。
 - 四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

(業務の着手)

- 第10条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（休日等を除く。）以内に工損調査等業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が工損調査等業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

(書類提出)

- 第11条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に關係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならぬ。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする。）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

(打合せ等)

- 第12条 工損調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

- 2 工損調査等業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 管理技術者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- 4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努めるものとする。

※「ワンデーレスpons」とは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの

対応をすることをいう

(現地踏査)

第13条 受注者は、工損調査等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(作業計画の策定)

第14条 受注者は、工損調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定し、契約締結後14日以内に作業計画書（別記第1号様式）を提出するものとする。

2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。

- 一 業務概要
 - 二 実施方針
 - 三 業務工程
 - 四 業務組織計画
 - 五 打合せ計画
 - 六 成果品の品質を確保するための計画
 - 七 成果品の内容、部数
 - 八 使用する主な図書及び基準
 - 九 連絡体制（緊急時を含む。）
 - 十 使用する主な機器
 - 十一 仕様書等において照査技術者による照査が定められている場合は、照査技術者及び照査計画
 - 十二 その他
- 3 受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更作業計画書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、第1項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(監督職員の指示等)

第15条 受注者は、工損調査等の実施に先立ち、管理技術者を立ち会わせたうえ監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、工損調査等の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義があるときは、監督職員と協議するものとする。

(支給品及び貸与品)

第16条 受注者は、工損調査等を実施するに当たり必要な図面その他の資料を使用する場合には、発注者から支給又は貸与を受けるものとする。

- 2 建物登記簿等の閲覧又は謄本等の交付を受ける必要が有るときは、別途監督職員と協議するものとする。
- 3 支給品名又は貸与品名及び数量は特記仕様書によるものとし、支給品の引渡し又は貸与品の貸与は、支給品引渡通知書（別記第2号様式）又は貸与品貸与通知書（別記第3号様式）により行うものとする。
- 4 受注者は支給品又は貸与品を受領したときは、支給品受領書（別記第4号様式）又は貸与品借用書（別記第5号様式）を監督職員に提出しなければならない。
- 5 受注者は、工損調査等の業務が完了したときは、業務の完了の日から3日以内に、支給品の残品又は貸与品を支給品返還通知書（別記第6号様式）又は貸与品返還通知書（別記第7号様式）により返還しなければならない。

(立入り及び立会い)

第17条 受注者は、工損調査等のため、権利者が占有する土地、建物に立ち入ろうとする場合は、監督職員の了解を得たうえ、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあっては立入りの日及び時間をあらかじめ、監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあってはその理由を付して、速やかに監督職員に報告し、指示を受けるものとする。
- 3 受注者は、工損調査等を行うため建物等の立入調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならぬ。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(身分証明書)

- 第18条 受注者は、身分証明書交付申請書（別記第8号様式）により、現地調査に従事する者の身分証明書（別記第9号様式）を発注者から交付を受け、工損調査等に従事する者（以下「業務従事者」という。）に常時携帯させるものとする。
- 2 業務従事者は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工損調査等が完了したときは、速やかに、身分証明書返納通知書（別記第10号様式）により身分証明書を返納しなければならない。

(算定資料)

- 第19条 受注者は、損害等が生じた建物等の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める費用負担単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に記載のない費用負担単価等については、監督職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

(監督職員への進捗状況の報告)

- 第20条 受注者は、監督職員から工損調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応ずるものとする。
- 2 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。

(成果品の一部提出)

- 第21条 受注者は、工損調査等の実施期間中であっても、監督職員が成果品の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。
- 2 受注者は、前項で提出した成果品について、監督職員が審査を行うときは主任技術者を立ち合わせるものとする。

(成果品)

- 第22条 受注者は、「成果品一覧表」に掲げる成果品等で特記仕様書に掲げる成果品を提出しなければならない。
- 2 成果品は、次の各号により作成するものとする。
 - 一 工損調査等の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
 - 二 表紙には、業務名称、年度（又は履行期限の年月）、委託者及び受託者の名称を記載する。
 - 三 目次及び頁を付す。
 - 四 容易に取り外しが可能な方法により編綴する。
 - 3 成果品の提出部数は、正副各1部とする。
 - 4 受注者は、成果品の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書に定めるかし担保の期間保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(検査)

- 第23条 受注者は、検査職員が工損調査等の完了検査を行うときは、管理技術者及び監督員の求めに応じて照査技術者を立ち会わせるものとする。
- 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。

(修補)

第24条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

- 2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
- 4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

(条件変更等)

第25条 契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第28条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

- 2 監督職員が、受注者に対して契約書第17条、第18条及び第20条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、業務打合せ簿によるものとする。

(守秘義務)

第26条 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、当該業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 受注者は、当該業務の結果（業務実施の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 二 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第14条に示す作業計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密としなければならない。
- 三 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 四 当該業務で取り扱う情報は、アクセス制限及びパスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。
- 五 受注者は、当該業務完了時に、発注者から貸与された情報その他知り得た情報を発注者へ返却若しくは消去又は破棄を確実に行わなければならない。
- 六 受注者は、当該業務の実施過程で知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第27条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、工損調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(安全等の確保)

第28条 受注者は、屋外で行う工損調査等業務の実施に際しては、工損調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

- 2 受注者は、屋外で行う工損調査等業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、工損調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う工損調査等業務の実施に当たり、事故が発生しないように管理技術者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う工損調査等業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全

衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。

- 5 受注者は、屋外で行う工損調査等業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - 一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - 二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う工損調査等業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う工損調査等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(行政情報流出防止対策の強化)

- 第29条 受注者は、工損調査等業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとり、第14条で示す作業計画書に流出防止策を記載するものとする。
- 2 受注者は、工損調査等業務の履行に関する全ての行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、発注者が別途定める取扱いを遵守しなければならない。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

- 第30条 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。
 - 3 前2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。
 - 4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

(保険加入の義務)

- 第31条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第3章 地盤変動影響調査及び費用負担額の算定

(調査及び費用負担額の算定)

- 第32条 地盤変動影響調査及び費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領（平成27年3月24日付け 国中整用補第64号）により行うものとする。ただし、地盤変動影響調査算定要領第10条第1項第一号は、監督職員の指示により適用するものとする。
- 2 費用負担額の算定を行う場合において、別記第13、14号様式、第18号様式の1,2又は地盤変動影響調査算定要領様式第5による他、必要に応じて用地調査等共通仕様書の規定を準用するものとする。
 - 3 第1項により難い場合は、監督職員の指示により必要な調査及び費用負担額の算定を行うものとする。

第4章 費用負担の説明

(費用負担の説明)

第33条 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等(以下「費用負担の内容等」という。)の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング)

第34条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

(現地踏査等)

第35条 受注者は、費用負担の説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況及び説明対象とされた建物等を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査後に費用負担の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第36条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

- 一 説明対象建物及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第37条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること。
二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。

2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第38条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を説明記録簿(別記第17号様式)に記載するものとする。

(説明後の措置)

第39条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。

2 受注者は、当該権利者に係わる費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。
3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは費用負担の内容等又はその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

平成22年12月 1日一部改正

平成24年10月 1日一部改正(工損第15号様式の1)

平成27年10月 1日一部改正(第1条、第2条、第三章および関連様式等)

平成30年10月 1日一部改正(工損第様式18号様式の1及び18号様式の2)

令和 元年 10月 1日一部改正（第1章、第2章、工損様式（第1号様式の1、2））